

平成20年4月10日

宮 城 県 医 師 会
会 長 伊 東 潤 造

「後期高齢者診療料」に対する宮城県医師会の見解について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が開始されておりますが、本制度については以下のような種々の問題点が指摘され、全国から批判が出ています。

- 1) 4月1日からの施行にもかかわらず、施設基準の届出要件について明確には示されなかったこと（4月7日現在、宮城社会保険事務局と協議してその概要は把握済み）
- 2) 一人の患者さんを一つの医療機関が診るという原則があり、ある診療所が後期高齢者診療料を算定した場合、他の医療機関では後期高齢者診療料が算定できないだけでなく、特定疾患療養管理料や在宅療養指導管理料なども算定できなくなる
- 3) その結果、地域医療において医療機関相互の信頼関係が損なわれる恐れがあることや患者さん本人に迷惑がかかること等が想定されること
- 4) 後期高齢者診療科を算定する場合、該当月2回目以降、患者さんが急性増悪し必要な検査や治療を行っても、その月には出来高算定に変更することはできないこと（但し、550点以上のものは別途算定可）

また、この制度は「後期高齢者」という名称が好ましくないという批判や、これまで被扶養者として保険料の負担がなかった人にも保険料が負荷されること、その保険料を高齢者の年金から天引きするといった手法等の是非が問われております。更には、この制度が包括医療の導入を目指すものであるとか、患者さんのフリーアクセスを阻害する等の議論もされております。去る4月2日開催の日本医師会代議員会においても、この問題が取り上げられ、竹嶋日医副会長も執行部で十分に検討する旨、答弁しておりました。

以上のように後期高齢者医療制度には、多くの検討すべき点が指摘されており、従って後期高齢者診療科を算定するにあたっては、慎重な姿勢が必要であると考えられます。本会としては、日本医師会の今後の動向を注意深く見守ることとし、後期高齢者診療料の施設基準届出要件に関する新たな講習会（研修会）は当面予定しないこととなりました。なお、後期高齢者の診療報酬の算定につきましては、これまでどおり出来高算定が可能であります。

以上、4月9日の宮城県医師会理事会において、本会としての見解を取りまとめましたことをご連絡申し上げます。

なお、この件につきまして、疑義がある場合は本会事務局まで、ご連絡をお願い申し上げます。